



下水道推進のしおり

豊かな自然をまもり
快適な生活環境を生み出すために

裾野市

公共下水道が出来ると…

浄化槽がいらなくなります

浄化槽設置済の家庭では浄化槽が不要となり、法定点検や管理のための維持管理費用(清掃料・電気料等)が不要となります。

川がきれいに

家庭などから流される汚水を衛生的に処理してから川や海へ流すので、豊かな自然環境の保全に貢献します。

街がきれいに

速やかに汚水が排除されることで、悪臭やハエ・蚊などの発生源を断ち、衛生的で快適な生活環境の整備に積極的な役割を果たします。

トイレの水洗化

くみ取り便所にかわって水洗便所が使えるようになり、個々の家庭生活やその周辺に与える不快感などを解消します。

下水道にかかる費用とは？

下水道が整備されると以下のような費用を負担していただきます。

- A. 受益者負担金 B. 排水設備工事費 C. 下水道使用料

A. 受益者負担金 (公共下水道整備の時に1度だけ)



受益者負担金制度について

下水道は、公園や道路のように誰もが利用できるものとは性格が違い、利益を受ける人(受益者)が限定されます。このために、下水道の建設費を税金でまかなおうとすると、下水道を利用できない地域との間に不公平が生じてしまいます。ですから下水道施設の設置によって下水道が利用できるようになる地域の皆さん(受益者)に建設費の一部を負担していただくことで公平性を保ち、下水道を計画的かつ早期に促進しようとする制度です。

1) 納めていただく受益者とは？

下水道が整備されて処理区域となった土地の土地所有者、もしくは建物所有者が対象です。

2) 金額は？

所有する土地の面積×1㎡あたり290円です。

例えば

50坪[165㎡]の土地を所有している場合
165㎡×290円=47,850円(10円未満切捨て)

3) 支払い方法は？

一括納付…報奨金制度がありますので、総額から条件により5～30%の報奨金を減じた額を1回で納付する方法です。

分割納付…総額を年4回5年払いの計20回で納付する方法です。報奨金制度は対象外です。

徴収猶予と減免について

田・畑・その他これに準ずる土地など

徴収猶予(5年以内ですが1回更新が認められます。最長10年)

公衆用道路・墓地など(土地の利用状況等により)

減免(減額または免除)

B. 排水設備工事費（排水設備工事の時に1度だけ）

1. 排水設備とは？

家庭や工場などで発生した下水を公共下水道に流し込むために私有地内に設けられる排水管やその他の排水施設のことです。これらの排水設備はみなさんの個人財産ですので、個人負担での設置及び維持管理をしていただくことになります。

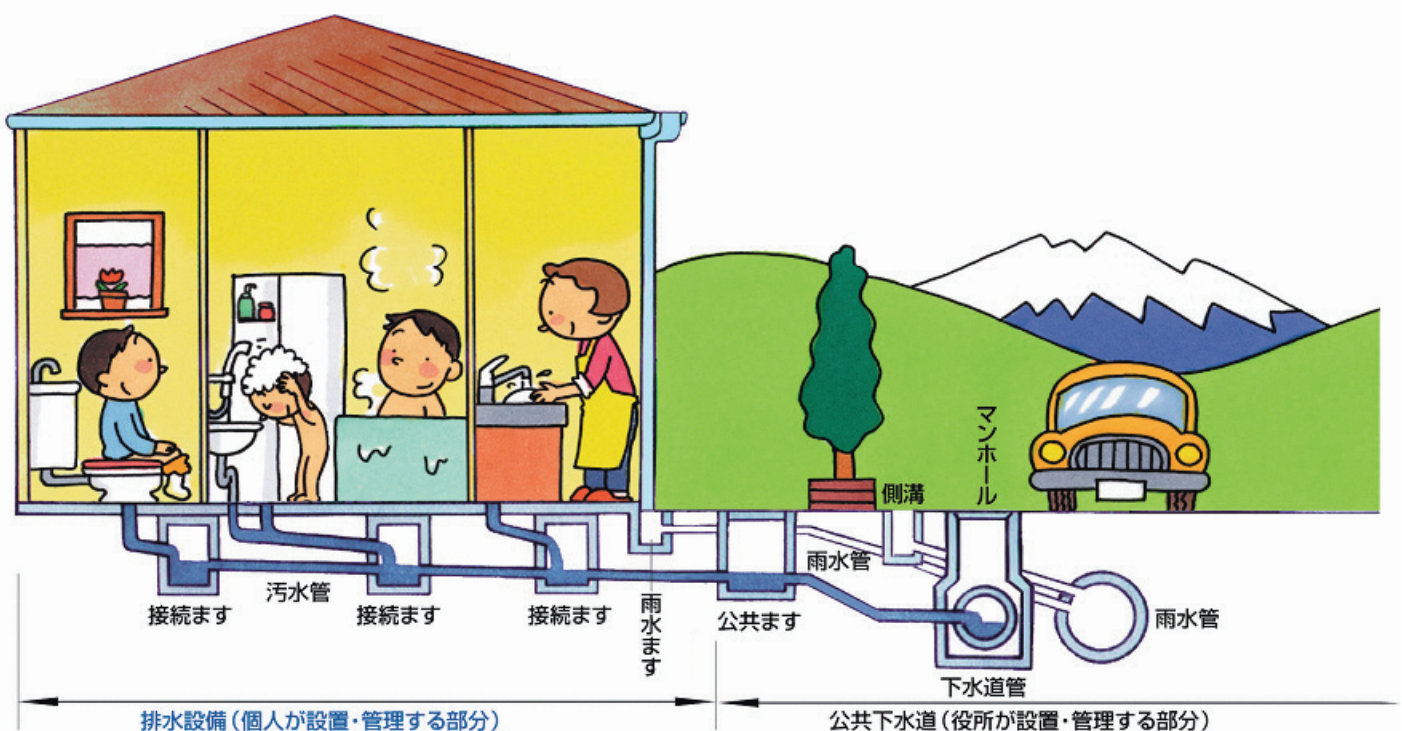
2. 公共下水道と排水設備

下水道は公共下水道（市が設置し維持管理する部分）と排水設備（みなさんが設置し維持管理する部分）の2つの施設からできています。

公共下水道の工事が終わると、下水を流すことができるようになります。（区域が公示されます）各家庭などが、下水を流すためには、敷地内にそれぞれの排水設備工事を行っていただくことになります。公共下水道に排水設備を接続することによって、家庭の台所、水洗トイレ、風呂などの排水が下水道に流れ浄化センターに送られます。

公共下水道が整備され、下水道が使用できるようになった日（供用開始日）から、

- ▶ **6か月以内に** 排水設備の接続工事を行ってください。
（雨水は汚水と分離して排水してください。）
- ▶ くみ取り便所を使用している場合は **3年以内に** 水洗便所に改造し下水道へ接続してください。

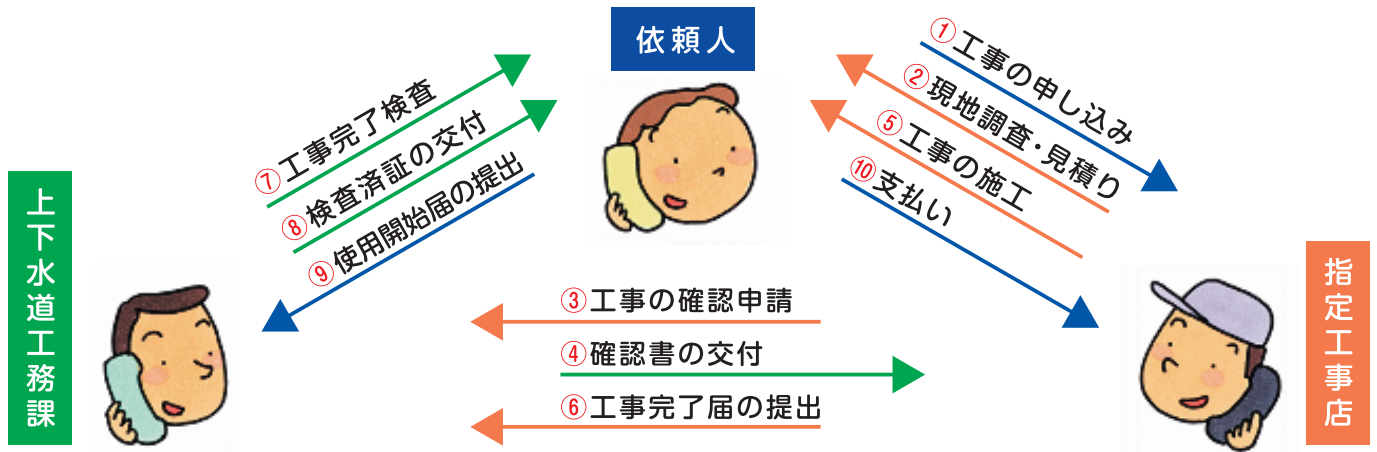


3. 排水設備工事について

排水設備工事をする時は、必ず市が指定した「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」は、不当な工事費の請求や粗悪工事などをなくし、安心して基準に合った排水設備工事を任せられるように市が指定したものです。また、「指定工事店」は、市に対する必要書類の作成・届け出などの手続きを代行します。お気軽にご相談下さい。

「指定工事店」以外で工事をしますと、工事完成後の検査を受けられず無効工事となってやり直しをしていただくことになりますのでご注意ください。

4. 排水設備工事の申込から完了まで



5. 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

排水設備や水洗トイレ化の改造工事を、1日も早く行っていただくため、市では融資あっせん及び利子補給制度を設けています。

融資を受けることができる方

公共下水道の処理区域内で既設の汲み取り便所または尿浄化槽のある便所を水洗トイレに改造する工事、もしくはトイレの改造以外の排水設備工事をしようとする住宅の所有者または占有者で、

- ① 市税、下水道事業受益者負担金を滞納していない方
- ② 供用開始から3年以内に改造工事を行う方
- ③ 確実な連帯保証人または、保証期間の保証を得られる方

以上の条件をすべて満たしている方であれば融資を受けることができます。

・融資金額 …… 工事の費用の範囲内で1件に対し5万以上100万円以内(1万円単位)

・償還期限 …… 50万円以内 …… 3年以内
50万を超え100万円まで …… 5年以内

・金融機関 …… 市で定める金融機関

・利子補給 …… 供用開始の公示日から6か月以内 → 利息の全額を市負担
供用開始の公示日から6か月を超え3年以内 → 利息の半額を市負担

・必要書類

	必要添付書類	申請者	保証人
1	市民税納税証明書	○	○
2	固定資産税納税証明書	○	○
3	所得証明書	○	

※排水設備新設(増設・改築)計画(変更)確認申請とあわせて提出してください。

※上記以外の書類で必要に応じて提出を求める場合があります。

C. 下水道使用料について（汚水の排水量に応じて継続的に）

家庭から出る汚水は、下水道管、ポンプ場へと流れていき、浄化センターで処理されます。これらの下水道システムが、スムーズに運転できるよう、施設の維持管理を常に行う必要があります。そのための費用のために下水道使用料を納付していただきます。

使用水量は… 水道水の使用量を汚水の排水量とみなします。

使用料金は… （2か月あたり）

R3.1.1現在

基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
汚水量	料金 (消費税込)	汚水量	料金 (消費税込)
20m ³ まで	2,398円	20 m ³ を超え40 m ³ まで	130.9円
		40 m ³ を超え60 m ³ まで	143円
		60 m ³ を超え100 m ³ まで	154円
		100 m ³ を超え200 m ³ まで	162.8円
		200 m ³ を超えるもの	176円

例えば 2か月間の使用水量50 m³の場合（消費税込）

●基本料金	0超—20 m ³ ……………20 m ³	= 2,398円
	20超—40 m ³ ……………20 m ³ × 130.9円	= 2,618円
	40超—60 m ³ ……………10 m ³ × 143円	= 1,430円
	合計 50 m³	6,446円

※合計（請求）金額に小数点以下の金額が発生する場合、小数点以下の金額は切捨てます。

納入の方法

水道料金とあわせて2か月ごとに納めていただきます。お支払いは、便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご希望される方は、水道料金の領収書、預金に使用している通帳・印鑑をお持ちの上、お取り引きの金融機関にお申し込みください。

下水道使用料早見表（2か月あたり・税込）

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
20	2,398	31	3,838	42	5,302	53	6,875	64	8,492	120	17,292
21	2,529	32	3,969	43	5,445	54	7,018	65	8,646	130	18,920
22	2,660	33	4,100	44	5,588	55	7,161	66	8,800	140	20,548
23	2,791	34	4,231	45	5,731	56	7,304	67	8,954	150	22,176
24	2,922	35	4,362	46	5,874	57	7,447	68	9,108	200	30,316
25	3,053	36	4,492	47	6,017	58	7,590	69	9,262	300	47,916
26	3,183	37	4,623	48	6,160	59	7,733	70	9,416	400	65,516
27	3,314	38	4,754	49	6,303	60	7,876	80	10,956	500	83,116
28	3,445	39	4,885	50	6,446	61	8,030	90	12,496	1,000	171,116
29	3,576	40	5,016	51	6,589	62	8,184	100	14,036	2,000	347,116
30	3,707	41	5,159	52	6,732	63	8,338	110	15,664	3,000	523,116

▶ 下水道の使用にあたり…

ご協力をお願いします

下水道は何でも流せるというものではありません。生活環境を良くするための公共(みなさん)の財産です。大切に使いましょう。

1. 野菜くずなど流さないようにしましょう

台所・風呂場・洗濯場などの排水溝から、野菜くず・油類・毛髪・布などを流さないようにしましょう。

2. 水洗トイレは…

トイレットペーパー以外の紙・マスクなどの不織布・たばこ・ガム・ビニールなどを流さないようにしましょう。

3. マンホールには…

土砂や廃油・木片などの廃棄物を捨てないようにしましょう。

4. 有害物質を流さないようにしましょう

ガソリン・シンナー・石油・アルコール類など、揮発性の高い有害物質・危険物を流すと管の中で爆発したり、管をいためることがあります。

また、家庭用合成洗剤に含まれているリンは、浄化センターで処理して取り除くことが困難です。無リン洗剤を使うよう心がけましょう。

事業所・店舗など、グリーストラップなど阻集器を設置してある方は、異物の流出がない様、定期的に清掃をお願いします。

- ▶ 排水管がつまったら、指定工事店に依頼しましょう。
- ▶ ますや排水管に汚泥が沈殿したり、付着して流れが悪くなる場合がありますので、適切な管理をお願いします。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

裾野市

狩野川流域下水道西部処理区事業推進協議会

お問い合わせ

上下水道経営課 TEL 055-995-1836
上下水道工務課 TEL 055-995-1835

